

# 偽ショッピングサイトに係る相談対応要領

## 偽ショッピングサイトで商品を購入した者から 会社宛に問い合わせがあった場合の対応要領

### 1. 購入者に対する説明

- ・ 購入者から偽ショッピングサイトのURL等を聞き、実際にサイトを確認した上で、利用したサイトが自社とは無関係であることを説明する。
- ・ 購入者が既に代金の振込や個人情報を入力している場合は、購入者に対して、住所地を管轄する警察署へ相談するように案内する。

### 2. 自社で出来る措置

- ・ 自社のサイトに「当社を騙った偽ショッピングサイトが存在している」旨の注意喚起を掲載する。

### 3. 警察への情報提供

- ・ 購入者から偽ショッピングサイトの連絡を受けた場合は、警察署に対してサイトの名称、URL情報、無断で使用している商品画像等の情報提供をお願いします。  
(※ 自社で偽ショッピングサイトを見つけた場合も同様です。)
- ・ 偽ショッピングサイトのURL情報等については、警察庁のサイト【サイバー事案に関する通報等のオンライン受付窓口】からも情報提供が可能です。
- ・ 警察では情報提供を受けたURL情報等から、捜査や、関係機関と連携したブロッキング対策（偽ショッピングサイトを閲覧しようとするコンピュータ画面に警告表示等を行う対策）などを行います。